

三重県技能者表彰実施要領の一部改正に係る新旧対照表【主な変更点】

(朱書き下線部は、改正部分)

改正後	改正前
<p>【要領 3. 被表彰候補者】 <u>優秀技能者の部</u>被表彰候補者</p> <p>(1) その者の有する技能の程度が極めて優秀であり、県内の業界において第一人者と目されている者であること。</p> <p>例えば、〇〇を製作する技能については、当業界で本人の右に出る者はいない。または、本人なくしては〇〇の製作は不可能である。あるいは、優れた〇〇製作または建造をした等の評価または事績を有していること。</p> <p>(2) その者の有する卓越した技能を使う職業に関して、表彰の行われる年度の11月1日現在において、当該職業に就業している見込みの者であること。</p> <p>この場合の職業とは製造業、建設業をはじめ全産業において、技能を要する職業をいい、その者の就業形態（自営業主、家族従業者、雇用者等）に関わらない。また、きわめて優れた技能を有する職業訓練指導員が、事業内職業訓練または公共職業訓練あるいは業界団体の職業訓練校において育成指導をする場合等を含む。</p> <p>(3) 就業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、あるいは技能者の教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと。または、技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことのある等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。</p> <p>(4) 前年度に中堅優秀技能者の部において表彰を受けた者でないこと。</p> <p>(5) 勤務実績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。</p> <p>また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。</p> <p>(6) 過去に優秀技能者の部において表彰を受けた者でないこと。</p> <p><u>(7) 職業部門「障害がある技能者」の場合、次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法第15条（昭和24年</u></p>	<p>【要領 3. 被表彰候補者】 <u>優秀技能者の部</u>被表彰候補者</p> <p>(1) その者の有する技能の程度が極めて優秀であり、県内の業界において第一人者と目されている者であること。</p> <p>例えば、〇〇を製作する技能については、当業界で本人の右に出る者はいない。または、本人なくしては〇〇の製作は不可能である。あるいは、優れた〇〇製作または建造をした等の評価または事績を有していること。</p> <p>(2) その者の有する卓越した技能を使う職業に関して、表彰の行われる年度の11月1日現在において、当該職業に就業している見込みの者であること。</p> <p>この場合の職業とは製造業、建設業をはじめ全産業において、技能を要する職業をいい、その者の就業形態（自営業主、家族従業者、雇用者等）に関わらない。また、きわめて優れた技能を有する職業訓練指導員が、事業内職業訓練または公共職業訓練あるいは業界団体の職業訓練校において育成指導をする場合等を含む。</p> <p>(3) 就業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、あるいは技能者の教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと。または、技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことのある等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。</p> <p>(4) 前年度に中堅優秀技能者の部において表彰を受けた者でないこと。</p> <p>(5) 勤務実績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。</p> <p>また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。</p> <p>(6) 過去に優秀技能者の部において表彰を受けた者でないこと。</p>

法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）。

【要領 3. 被表彰候補者】

中堅優秀技能者の部被表彰候補者

(1) 優れた技能を有し、将来、県内の業界において第一人者となりうることを期待されている者であること。

(2) 表彰のおこなわれる年度の11月1日現在において、満年齢30歳以上であり、表彰に係る技能を使う職業に就いている見込のある者であること。

この場合の職業とは製造業、建設業をはじめ全産業において、技能を要する職業をいい、その者の就業形態（自営業主、家族従業者、雇用者等）に関わらない。また、職業訓練指導員が、事業内職業訓練または公共職業訓練あるいは業界団体の職業訓練校において実技指導をする場合等を含む。

(3) 技能に関する工夫改善を行い、就業を通じて後輩の育成指導に努力し、また自らも技能の向上に努力している者であること。

(4) 前年度に青年優良技能者の部において表彰を受けた者でないこと。

(5) 勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。

(6) 過去に中堅優秀技能者の部において表彰を受けた者でないこと。

(7) 職業部門「障害がある技能者」の場合、次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法第15条（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核

【要領 3. 被表彰候補者】

中堅優秀技能者の部被表彰候補者

(1) 優れた技能を有し、将来、県内の業界において第一人者となりうることを期待されている者であること。

(2) 表彰のおこなわれる年度の11月1日現在において、満年齢30歳以上であり、表彰に係る技能を使う職業に就いている見込のある者であること。

この場合の職業とは製造業、建設業をはじめ全産業において、技能を要する職業をいい、その者の就業形態（自営業主、家族従業者、雇用者等）に関わらない。また、職業訓練指導員が、事業内職業訓練または公共職業訓練あるいは業界団体の職業訓練校において実技指導をする場合等を含む。

(3) 技能に関する工夫改善を行い、就業を通じて後輩の育成指導に努力し、また自らも技能の向上に努力している者であること。

(4) 前年度に青年優良技能者の部において表彰を受けた者でないこと。

(5) 勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。

(6) 過去に中堅優秀技能者の部において表彰を受けた者でないこと。

市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）。

【要領 3. 被表彰候補者】

青年優良技能者の部被表彰候補者

(1) 技能の程度が、当該職業に従事している他の青年技能者に比して極めて優秀であり、将来県内の業界において第一人者となりうることが期待されている者であること。

(2) 表彰のおこなわれる年度の11月1日現在において、満年齢30歳未満であり、表彰に係る技能を使う職業に就いている見込のある者であること。

この場合の職業とは製造業、建設業をはじめ全産業に属する技能を要する職業をいい、その者の就業形態（自営業主、家族従業者、雇用者等）に関わらない。また、職業訓練指導員が、事業内職業訓練または公共職業訓練あるいは業界団体の職業訓練校において実技指導をする場合等を含む。

(3) 勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。

(4) 過去に青年優良技能者の部において表彰を受けた者でないこと。

(5) 職業部門「障害がある技能者」の場合、次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法第15条（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）。

【要領 3. 被表彰候補者】

青年優良技能者の部被表彰候補者

(1) 技能の程度が、当該職業に従事している他の青年技能者に比して極めて優秀であり、将来県内の業界において第一人者となりうることが期待されている者であること。

(2) 表彰のおこなわれる年度の11月1日現在において、満年齢30歳未満であり、表彰に係る技能を使う職業に就いている見込のある者であること。

この場合の職業とは製造業、建設業をはじめ全産業に属する技能を要する職業をいい、その者の就業形態（自営業主、家族従業者、雇用者等）に関わらない。また、職業訓練指導員が、事業内職業訓練または公共職業訓練あるいは業界団体の職業訓練校において実技指導をする場合等を含む。

(3) 勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。

(4) 過去に青年優良技能者の部において表彰を受けた者でないこと。

【要領 4. 推薦の方法】

市町、関係産業団体又は事業所等の代表者は、前項の各号に該当するものについて、別に定める期日までに次の各号の書類を添えて三重県知事に郵送又は電子データにて提出するものとする。

なお、提出書類は全てA4サイズに整えるものとし、異なるサイズのものA4用紙に貼付するなどして作成すること。

(1) 推薦書(様式第1) 1部

(2) -1 調書 1部

※調書については、電子データも提出すること。

(優秀技能者の部 様式第2-1)

(中堅優秀技能者の部 様式第2-2)

(青年優良技能者の部 様式第2-3)

(2)-2 調書別添 1部※職業部門「障害がある技能者」での推薦の場合のみ

(3) 住民票の写し(コピー可) 1部

※住民票は、提出日において発行から6か月以内のものに限る。

(4) 卓越した技能、功績に関係のある資格証、委嘱状、賞状または感謝状等の写し「調書」(様式第2-1、2-2、2-3)に記入した免許、資格、表彰、入賞、褒章、勲章、審査委員歴等について、そのことを明らかにする資料の写しを添付すること。(資料がない場合は評価の対象とならない)

(5) その他の資料(様式任意) 1部

○被推薦者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等について、返却を要しないものを添付すること。

○紙媒体、A4版とし、必要最小限の分量とすること。

ア 新聞記事等

本人の実績に関する新聞記事、雑誌、業界紙の記事等。

なお、新聞記事等を添付する場合は、必ず発行年月日及び発行社名を明記すること。

イ 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面、写真等。

改良前と改良後の比較を数量的に表現するなど、分かりやすくまとめること。

ウ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名(共同の場合は担当分野を明らかに

【要領 4. 推薦の方法】

市町、関係産業団体又は事業所等の代表者は、前項の各号に該当するものについて、別に定める期日までに次の各号の書類を添えて三重県知事に提出するものとする。

なお、提出書類は全てA4サイズに整えるものとし、異なるサイズのものA4用紙に貼付するなどして作成すること。

(1) 推薦書(様式第1) 1部

(2) 調書 1部 ※調書については、電子データも提出すること。

(優秀技能者の部 様式第2-1)

(中堅優秀技能者の部 様式第2-2)

(青年優良技能者の部 様式第2-3)

(3) 住民票の写(コピー不可) 1部

※住民票は、提出日において発行から6か月以内のものに限る。

(4) 卓越した技能、功績に関係のある資格証、委嘱状、賞状または感謝状等の写し「調書」(様式第2-1、2-2、2-3)に記入した免許、資格、表彰、入賞、褒章、勲章、審査委員歴等について、そのことを明らかにする資料の写しを添付すること。(資料がない場合は評価の対象とならない)

(5) その他の資料

ア 新聞記事等

本人の業績・実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

イ 説明書、図面、写真等

本人の製作物又は発明考案、改善等に関する説明書、図面、写真等。改良前と改良後の比較をなるべく数量的に行い、平易な解説を添付すること。

ウ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については発明者名(共同の場合は担当分野を明らかにすること。)、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

エ 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰、免許・資格等、技能検定、技能認定制度、競技大会入賞、技能検定委員歴等を記入した場合には、当該事跡を明らかにする書類の写しを添付すること。(資料がない場合は評価の対象とならない)

<p>すること)、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。</p> <p>エ 表彰、職業能力検定等に係る資料 表彰、免許・資格等、競技大会、<u>全国アビリンピック入賞歴等</u>、調書に記入したものについては、当該事跡を明らかにする書類の写しを添付すること。 (資料がない場合は評価の対象とならない) (6) 提出書類チェックリスト (様式第3) 1部</p>	
<p>【要領 6. 被表彰者の決定】 被表彰者の決定は、三重県技能者表彰等審査委員会委員の公正な意見を聞いて三重県知事が決定する。 なお、被表彰者の数は、優秀技能者の部において10名程度、中堅優秀技能者の部において10名程度、青年優良技能者の部においては若干名とする。 <u>ただし、各表彰区分の職業部門「障害がある技能者」における被表彰者の数は、上記に定める被表彰者の数と別に各2名程度とする。</u></p>	<p>【要領 6. 被表彰者の決定】 被表彰者の決定は、三重県技能者表彰等審査委員会委員の公正な意見を聞いて三重県知事が決定する。 なお、被表彰者の数は、優秀技能者の部において10名程度、中堅優秀技能者の部において10名程度、青年優良技能者の部においては若干名とする。</p>